

地籍主任登録カードの期限切れのご案内

日頃から、当協会の各種事業に対し、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年4月1日付け簡易書留の封書をもって、あなた様が登録されております地籍主任調査員登録証の有効期限が、本年3月31日までに経過する旨をお知らせしたところです。

その封書においてご案内しましたとおり、更新されないで有効期限が到来した1年後には資格が失効します。

つきましては、地籍主任調査員の資格を継続される場合には、速やかに、更新の申請をしてください。

詳しくは、次のURLにアクセスされ、申請方法などをご確認ください。

<https://www.zen-kyo.or.jp/地籍主任調査員検定試験/地籍主任調査員の登録>

ご不明な点がございましたら、末尾宛てにご連絡ください。なお、今回のご案内をもって、最終のお知らせといたします。

令和4年3月1日

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32

全国町村会館西館8階

全国国土調査協会 広報研修部

e-mail:kouhou@zen-kyo.or.jp

TEL:03-6206-1307